

重要事項説明書

株式会社フィフス・スタンダード

地域密着型通所介護
[介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービス]
重要事項説明書

(令和 6年 6月 1日 現在)

1. 運営方針

当通所事業所は、高齢者ケアについて、次に掲げる方針をもって運営に当たります。

- ①運動機能の維持・向上をはかり、高齢者の自立支援を行います。
- ②施設への定期的参加により「閉じこもり予防」の支援を行います。
- ③運動の習慣化により心身の機能向上への支援を行います。
「物忘れ予防」「うつ予防」「寝たきり予防」等
- ④地域の医療・福祉関係機関との連携を図り、高齢者にとって住みやすい地域づくりに貢献します。

2. クローバーケアフィットネスの概要

(1) 送迎できる範囲

名 称	クローバーケアフィットネス
所 在 地	山梨県富士吉田市上暮地1丁目17番23号
事業所番号	地域密着型通所介護 1991200237 通所型サービス 1991200237
送迎サービス提供対象地域 ※	地域密着型通所介護：富士吉田市 通所型サービス：富士吉田市、西桂町、富士河口湖町（「国道139河口湖IC」「国道139 東恋路交差点」「県道707 乳ヶ崎交差点」「国道137上の段交差点」「国道137 新倉交差点」を結ぶエリア内） ※令和5年9月1日以降のご契約者は富士吉田市のみ

(2) 職員の体制

職 名	資格	常勤	非常勤	備考	計
管理者	介護福祉士	1		介護職員と兼務	1
生活相談員	介護福祉士	1以上		介護職員と兼務	1以上
介護職員	介護福祉士	1以上		管理者と兼務	1以上
機能訓練指導員	作業療法士	1以上			1以上

(3) 当センターの設備等

定 員	10名	静養室	1室 4.47 m ²
機能訓練室	1室 120.92 m ²	相談室	1室 5.33 m ²
送迎車	3台		

(4) 営業時間

事 項	内 容	備 考
営業日	月～金曜日 (祝祭日を含む)	(午前の部) 9:00～12:15 (午後の部) 13:15～16:30
定休日	土曜日・日曜日 (12月30日～1月3日)	
従業員の資質の向上	定期研修の実施	研究会参加および社内研修の実施
送迎の有無	有	送迎範囲外はご相談ください。

3. 提供するサービス内容

- ① 当日の健康把握 バイタルチェック・聞き取りによる健康チェック
- ② 機能訓練 グループ訓練・個別訓練
- ③ メンバー同士の交流 お茶と会話の時間
- ④ 送迎

4. 利用単位および料金

(1) 地域密着型通所介護 3時間以上4時間未満

- ① 利用単位 (1日あたり)

	1日あたりの利用単位数
要介護1	416単位
要介護2	478単位
要介護3	540単位
要介護4	600単位
要介護5	663単位

- ② 個別機能訓練加算Ⅰ2 (1日当たり)

	1日あたりの利用単位数
要介護1～5	56単位

③ サービス提供体制強化加算Ⅱ（1日あたり）

	1日あたりの利用単位数
要介護 1～5	18 単位

④ 処遇改善加算Ⅲ（1ヶ月あたり）

	1ヶ月あたりの加算率
要介護 1～5	8%

※1ヶ月の総単位数に8%を乗じた金額が算定されます。

（2） 通所型サービス

① 利用単位（1ヶ月あたり）

	1ヶ月あたりサービス利用単位
事業対象者・要支援 1	1798 単位
事業対象者・要支援 2	3621 単位

② サービス提供体制強化加算Ⅱ 1/Ⅱ 2（1ヶ月あたり）

	1ヶ月あたりサービス利用単位
事業対象者・要支援 1	72 単位
事業対象者・要支援 2	144 単位

③ 処遇改善加算Ⅲ（1ヶ月あたり）

	1ヶ月あたりの加算率
事業対象者 要支援 1～2	8%

※1ヶ月の総単位数に8%を乗じた金額が算定されます。

※ 利用料金

【介護保険負担割合が1割の方】

総単位数（（1）又は（2））×10 の1割相当額となります。

【介護保険負担割合が2割の方】

総単位数（（1）又は（2））×10 の2割相当額となります。

【介護保険負担割合が3割の方】

総単位数（（1）又は（2））×10 の3割相当額となります。

（3） 送迎減算（要介護のみ）

事業所が送迎を行わない場合 片道 47 単位 往復 94 単位を減算

※介護保険外費用 飲み物代：100円／回（税込）

おやつ代：100円／回（税込）

※送迎費用 送迎の実施地域内は無料

実施地域外は、当施設より 1 kmにつき 100 円

※その他

趣味活動などにかかる費用等は、自己負担となります。

紙オムツ・パッドのご利用の際は実費になります。

(4) キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料が必要です。

① ご利用日の前営業日 午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日 午前 8 時 30 分までにご連絡いただいた場合	利用料の 50%
③ ご利用日の当日 午前 8 時 30 分までにご連絡いただかなかつた場合	利用料の 100%

* ご利用日の前日が、当事業所の休みの日の場合はご注意下さい。

(5) 利用料金の支払方法

月ごとの清算とし、毎月末で締め、翌月 15 日までに請求いたします。請求月の 27 日にご利用者様ご指定の口座にて引落しになります。なお、27 日が銀行休業日の場合は翌日に引落しになります。また当事業所は、料金の支払いを受けた際に領収書を発行しますが、再発行はいたしませんので大切に保管して下さい。

やむをえない場合は、現金でのお支払いも可能ですのでご相談ください。

5. サービス利用のための留意事項

(1) サービス利用中に体調不良となった場合は、主治医または近隣病院で受診していただくことがあります。その際は原則ご家族にお連れ頂くことになりますので、ご了承ください。

(2) 機能訓練は機器を利用してることで、どなたでも同じ動作を安全に行っていただきます。その他各人に合わせたプログラムを作成し、心身機能の維持・向上のお手伝いをいたします。

(3) 設備・機器などの利用について、利用者の責めに帰すべき事由により破損した場合は弁償していただくことがあります。

(4) 当施設において利用者に対するサービスの提供により転倒、転落等の事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対するサービスの提供により当施設に業務上の過失（介護職務上の過失、施設管理の過失）がある事故が発生

した場合は、施設損害保険に基づく保障制度による費用負担を行います。

(5) 利用者または他の利用者などの生命または身体の保護を除き、身体拘束を行いません。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当センターご利用者相談・苦情担当

相談・苦情等 窓口担当者	
管理者	別府 敬姫
電話番号	055-73-8611
緊急時等	055-73-8611
FAX 番号	055-73-8612

(2) 当センター以外に、区市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

富士吉田市・健康長寿課 ・・・ 0555-20-0605

富士河口湖町・健康増進課 ・・・ 0555-72-6037

西桂町・福祉健康課 ・・・ 0555-25-4000

山梨県国民健康保険団体連合会 ・・・ 055-223-2111

7. 当社の概要

名称・法人種別	株式会社フィフス・スタンダード
代表者職氏名	代表取締役 別府 幸二
本店所在地	山梨県都留市田野倉 788 番地 4
電話番号	0554-23-3888
定款の目的に定めた事業	<ol style="list-style-type: none">介護保険法による指定居宅介護支援事業介護保険法による指定介護予防支援事業介護保険法による以下の居宅サービス事業 訪問介護 福祉用具貸与 特定福祉用具販売介護保険法による以下の介護予防サービス事業 介護予防訪問介護 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売
施設・拠点等	クローバーケアサービス (大月市) クローバーケアサービス サテライト上野原 クローバーケアサービスつる (都留市)

令和 年 月 日

通所事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

説明者 _____ 印

[事業者] 株式会社フィフス・スタンダード

[名称] クローバーケアフィットネス

[所在地] 山梨県富士吉田市上暮地1丁目17番23号

[管理者] 別府 敬姫 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護事業について重要事項の説明を受けました。

[利用者]
住 所

氏 名 印

[家族]
住 所

氏 名 印

<続柄>

(代理人)
住 所

氏 名 印

<続柄>